

2025年3月14日

株主各位

東京都中央区新川一丁目24番4号
大豊建設株式会社
代表取締役 森下 覚恵

株式分割に関する基準日設定公告

当社は2025年2月13日開催の取締役会において、2025年4月1日付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2025年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日付をもって、当社定款第6条を変更し、3,200万株から1億6,000万株に変更いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2025年4月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 2025年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先
株主名簿管理人及び
特別口座管理機関
照会先

〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)